

第4節 災害時・緊急時における環境保全対策

平成16年7月福井豪雨における環境保全対策

(1) 泥土・粉じん対策【環境政策課・健康増進課】

県では、被災住民および復旧作業者の健康被害の防止と良好な生活環境の確保を図るため、流入した泥土中の病原性微生物および有害物質ならびに空気中の粉じん濃度の調査を実施しました。

この結果、泥土については、水害の際に懸念される感染症の原因となる5種類の病原性微生物は、全地点において不検出でした。

また、土壌汚染対策法に基づく土壌含有量基準が定められている有害物質のうち、泥土中に含まれている可能性の高い4種類についても、全地点において基準を下回っており、人の健康に影響を及ぼすレベルではありませんでした。

空気中の粉じんについては、粉じん粒子が健康に影響を及ぼすおそれのある粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粉じん濃度について調査した結果、6地点で浮遊粒子状物質の環境基準を超過していました。長期に

わたって継続的に吸い込まない限り、直ちに健康に影響を及ぼす濃度レベルではないと考えられましたが、作業の際には、マスクを着用するとともに、適時うがいを行うよう呼びかけました。

また、福井豪雨では大量の流木が発生しましたが、そのリサイクルを推進するため、農林水産部および土木部で施工するのり面緑化工事（植生基材吹付工）において、木材チップを吹付け材料として利用することにしました。



表3-3-65 福井豪雨に伴う泥土・粉じん等の調査結果（平成16年度）

調査種別	調査地点	調査結果			基準(注)
泥土	福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町 計22地点	病原性微生物	赤痢、腸チフス、バラチフス、コレラ、腸管出血性大腸菌（O-157）	すべての地点において不検出	-
		有害物質 （単位： mg/土壌1kg）	カドミウムおよびその化合物	0.7未満～0.8	150
			六価クロム化合物	0.7未満	250
			鉛およびその化合物	2.6～20	150
			砒素およびその化合物	0.7未満～3.6	150
粉じん	福井市、鯖江市、美山町、今立町 計7地点	0.05～0.24mg/m ³			0.1 mg/m ³

(注) 基準は、泥土の有害物質については土壌含有量基準、粉じんについては浮遊粒子状物質の環境基準

(2) 有害物質取扱い事業所に対する調査

【環境政策課】

県では、被災地において有害物質等を取り扱っている事業所からの有害物質等の漏洩による環境への影響の有無を確認するため、有機塩素系化合物等の有害物質を取り扱う78事業所に対し、電話による聴き取り調査を行うとともに、浸水被害のあった10事業所で現地調査を行いました。

この結果、有害物質が漏洩した事業所はなく、環境への影響がないことを確認しました。

表3-3-66 有害物質取扱い事業所に対する調査結果

	事業所数				計
	福井市	大野市	鯖江市	今立町	
被災地内	60	1	16	1	78
浸水被害	7	0	2	1	10
有害物質漏洩	0	0	0	0	0

(3) その他【食品安全・衛生課】

水害後、被災した浄化槽を使用する際には、使用可能であることを確認することが重要であるため、設置者に対し、使用前には必ず保守点検を実施してから使用するよう、巡回時のチラシ等による呼びかけや、ホームページによる周知を行いました。